

# 組合相談コーナー

## 理事・監事に欠員が生じた場合の対応について

Q 当組合理事 1 名より辞任の申し出があったため、今後の対応について教えてください。  
 なお、当組合の理事定数は「10 人以上 12 人以内」であり、当該理事の辞任により理事が 9 名となります。

A 役員に欠員が生じた場合の措置として、中小企業等協同組合法（以下、中協法という。）第 36 条の 2 では「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。（残任義務）」とされており、辞任した理事は、新しい役員が就任するまでは、役員としての責任を負うことになります。

なお、中協法第 35 条によれば、欠員が定数の 3 分の 1 を超えた場合（質問の組合では、定数の下限 10 名の 3 分の 1 を超える 4 名が欠員した場合）には、3 ヶ月以内に補充する義務がありますが、3 分の 1 を超えなくとも、定数の下限を割った場合には早急な補充が望まれます。その場合は、総会を開催し理事を選出します。

また、組合員が減少している等、下限の理事数の確保が精一杯という組合では、現在の定数が妥当かどうかを検討し、必要があれば総会で定款変更（理事数の変更）について決議します。（組合で定款変更を行おうとする場合は、事前に本会へご相談ください。）

※ご不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。 ☎ 018 - 863 - 8701

# 景況レポート

(7月分・情報連絡員80名)

## 依然として原材料費等のコスト高が続く

【概況】7月分の県内景況は、前年同月と比較して、景況が「好転」したとする向きが11.4%（前月調査11.3%）、「悪化」が39.2%（同38.8%）で、業界全体のDI値は-27.8となり、前月調査と比較して0.3ポイント下回った。

前月との比較（景況DI）

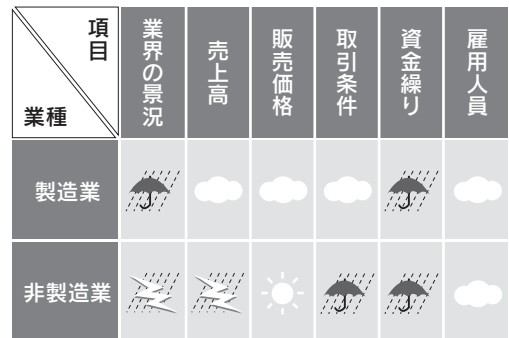
	6月	7月	増減
製造業	-21.9	-19.4	2.5
非製造業	-31.3	-33.4	-2.1

製造業のDI値は、前月比で2.5ポイント改善。前月同様に鉄鋼・金属で民間工事と公共工事の新規受注が増加したが、食品や印刷業では消費税増税の影響で原材料費等のコストが増加しており経営を圧迫している。

非製造業のDI値は、前月比-2.1と悪化。一部では消費税増税の影響が落ち着いてきたとの報告がみられるが、個人消費の低迷や建設業で人出不足を指摘する声が寄せられた。

7月の県内景況は、依然として原材料費や燃料価格の高騰により売上が低調に推移しており、今後も景気の動向に注視していきたい。

(回答数：80名 回答率：100%)



【天気図の見方】前年同月のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、増加（好転）したとする企業割合から、減少（悪化）したとする企業割合を差し引いた値です。

業界全体好転悪化割合[前年同月比]

